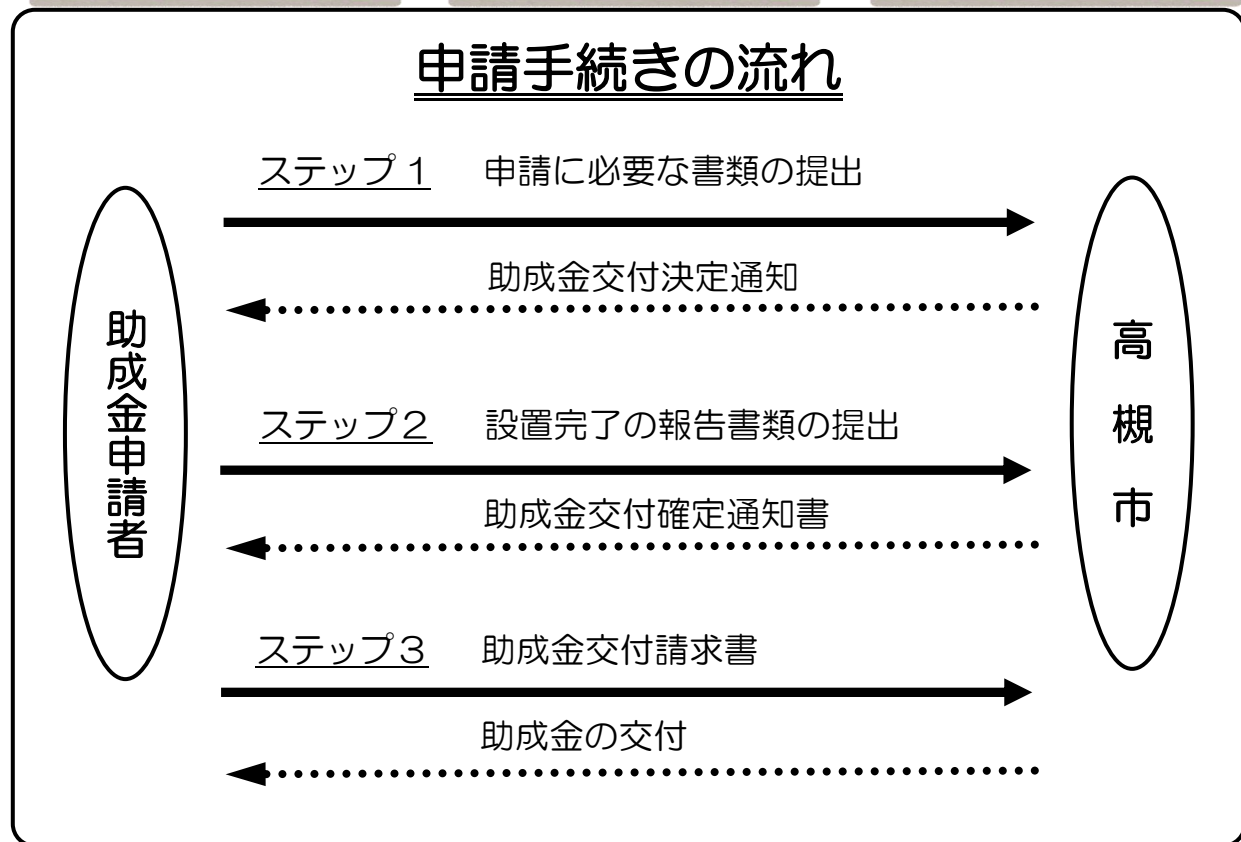


令和8年度 生け垣設置工事助成金制度について

ブロック塀の撤去後、生け垣を設置する場合に
助成金を交付します



申請手続きの流れ



【問合先】

高槻市 農林緑政課

〒569-8501 高槻市桃園町 2-1

TEL 072-674-7402 FAX 072-675-3133

生け垣設置工事助成金制度の概要

1. 概要

高槻市では、危険なブロック塀等の撤去を促進しているほか、市街地における身近なみどりの創出や、みどりあふれる憩いと潤いのあるまちづくりをめざして、敷地内で一定以上の生け垣を設置する場合に、工事にかかった費用の一部を助成しています。

2. 助成対象者

- ① 「高槻市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱」に基づく補助金の交付を受けていること
- ② 同じ敷地の中で過去に本制度に基づく助成金の交付を受けていないこと
注) 同一敷地での助成金の申請は1回限り など

3. 対象となる生け垣

対象となる生け垣は、以下の要件をすべて満たすものとします。

- ① 道路に面して設置されている部分が2メートル以上であること
- ② 植栽する樹木が列状に並び、かつ、道路から見える木の高さが概ね1メートル以上であること
- ③ 生け垣1メートルにつき、2本以上の木を植栽していること
- ④ 樹木が活着するように支柱等で支えられていること
- ⑤ 道路の安全を妨げるものでないこと

4. 申請期間

令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)

5. 助成金額

生け垣延長1メートルあたり 5,000円 (上限額100,000円)

※見積金額が1メートルあたり5,000円を下回る際は、当該補助対象経費を交付しません。

※助成金額の1,000円未満の端数は切り捨て。

6. 申請書類

- ① 交付申請書
- ② 生け垣を設置する場所の付近図
- ③ 現況写真
- ④ 植栽計画図（生け垣の詳細がわかる図面）
- ⑤ 見積書の写し（生け垣設置工事の経費明細がわかるもの）
- ⑥ 「ブロック塀等撤去工事補助金」の交付決定通知書の写し
- ⑦ 誓約書
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

7. 申請方法等

- ① 生け垣設置工事着手前に、交付申請書等の申請書類を農林緑政課（高槻市総合センター9階）に提出してください。（持参又は郵送）
- ② 申請は、当該年度の1月末日までに行い、完了報告は、工事完了後30日以内かつ2月末日までに行う必要があります。（末日が土日祝日である場合はその直前の営業日まで）
※完了報告の際は、生け垣設置工事の請求書・領収書、工事後の現況写真などの提出が必要となります。

8. その他留意事項

- ① 「高槻市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱」に基づく補助金の交付を受けていない方は、助成金交付対象になりません。
- ② 助成金交付対象になるのは道路に面した生け垣のみです。公園等に面した生け垣は、助成金交付対象になりません。
- ③ 生け垣設置後、木々の剪定や落ち葉の清掃、病虫害の駆除など、第三者に迷惑を及ぼさないよう適切に維持管理してください。
- ④ すでに設置工事を行ってしまった場合は助成交付対象になりません。必ず生け垣設置工事を行う前に助成金交付申請をしてください

9. その他

- ① 提出された申請書類等は返却できませんので、ご了承ください。
- ② 制度の詳細を定めている「高槻市生け垣設置工事助成金交付要綱」及び申請書類は、農林緑政課で配布しているほか、市のホームページからダウンロードすることができますので、ご確認ください。

高槻市 生け垣設置助成金

検索

